

高崎市国保特定健診を受診する際の注意事項



- 血清クレアチニンと血清尿酸の検査は、高崎市国保特定健診を受診した人が追加で受けられる健診です。血清クレアチニンおよび血清尿酸の検査のみを、単独で受けることはできません。
- 高崎市国保特定健診は、高崎市内の指定医療機関のほか、群馬県内の他市町村の医療機関でも受診できる場合があります。希望する場合は、健康課へお問い合わせください。
- 市外の医療機関で高崎市国保特定健診を受診する場合、血清クレアチニンおよび血清尿酸の追加健診は実施しません。
- 平成30年度から血清クレアチニンについては、国の制度改正により医師の判断で実施する詳細な健診となりましたが、高崎市では市内で高崎市国保特定健診および高崎市後期高齢者健診を受診する場合は、従来どおり全員の方に実施します。
- 高崎市国保人間ドック検診（脳ドックを含みます）を受診予定の人は、検診内容が重複するため、高崎市国保特定健診を受診することはできません。
- 他の健康保険に加入したり、転出により高崎市国保を脱退した場合は受診券は利用できません。お勤めや扶養認定により社会保険等に参加すると、届出日に関わらず加入日に遡り国保の資格を喪失します。保険証の変更等の予定がある人でご心配な場合は健康課までご相談ください。
- 同一年度内に複数回受診した場合、受診者に健診費用を請求することがあります。ご注意ください。